

事務連絡
平成12年3月14日

各都道府県介護保険主管課（室）長 殿

厚生省老人保健福祉局
介護保険制度施行準備室長

「介護保険Q & Aシステム」の開設について

介護保険制度の施行準備につきましては、日頃より御尽力を賜り感謝いたします。

さて、今般、介護保険制度の運用に係る事務の効率化を図る目的で、社会福祉・医療事業団の「WAM NET」を利用した標記システムを平成12年3月16日付けで開設し、運用することといたしました。

つきましては、別紙「介護保険Q & Aシステムの利用にあたっての留意事項」をご参照の上、標記システムを活用の上、疑義照会を行っていただくよう御理解と御協力をお願ひいたします。

なお、標記システムは、WISHの個別システムにも登録されており、こちらのリンクからも利用が可能となっています。

また、操作マニュアルについては、別途、社会福祉・医療事業団から送付されることとなっておりますので申し添えます。

担当
介護保険制度施行準備室
松本、大森
TEL 03-3503-1711
(Ex. 2264, 2166)

(別紙)

介護保険 Q & A システムの利用にあたっての留意事項

- 1 介護保険Q & Aシステムを設けた趣旨は、介護保険制度の運用に係る事務の効率化を図る観点から、寄せられた質問のうち、質問の頻度が特に高いものについて回答することによりデータベース化を図り、共通の認識を形成するためであること。
- 2 介護保険Q & Aシステムでは、当面、緊急を要する「介護報酬」と「給付管理業務」に関する質問についてのみ回答を行うものであること。したがって、「介護報酬」及び「給付管理業務」に直接関係のない質問を寄せられても、介護保険Q & Aシステムでは回答しないものであること。
- 3 介護保険Q & Aシステム上で行われる質問・回答は、その質問・回答の内容に応じて事業者等へも公開し、介護保険制度の適切な運用について広く周知を図るものであること。
- 4 介護保険Q & Aシステムの現時点で予定している運用スケジュールは以下のとおりである。
 - ・3月16日 国と都道府県との間でQ & Aシステムの暫定的な運用の開始（取り扱う質問は「介護報酬」と「給付管理業務」に限定）
 - ・4月中旬頃 取り扱う質問を老人保健福祉局で所掌する介護保険事務全般（ただし、要介護認定に係る事務を除く。）に拡大
 - ・5月中旬頃 ネットワークを市町村に拡大（Q & Aシステムの全面運用開始）

※ 介護保険Q & AシステムはWAM NET上で運用を行うが、WISHからも接続が可能である。
 また、未だWAM NETの利用機関となっていない市町村に対して利用機関となるよう指導を行う場合は、上記の日程を踏まえ5月上旬を目処に利用申請手続を完了するよう指導願いたい。

- 5 介護保険Q & Aシステムの仕組みは、認定支援ネットワークにおけるQ & Aシステムと同様であるので、次の事項にも留意されたい。
 - ① 質問の作成にあたっては、1件につき一つの質問とすること。
 寄せられた質問については、分類ごとに整理し、活用する予定としているので、相互に関連する質問であっても質問ごとに作成すること。
 - ② 質問の表題の作成にあたっては、質問の要旨を簡潔にまとめ、表題を見ただけで質問の概略がわかるよう記載すること。
 - ③ 質問内容の作成にあたっては、内容を具体的に記載するとともに都道府県としての見解を明確にすること。

〔不適切な質問の例：「〇〇」の加算については、どの様に扱うか。
 〔適切な質問の例：「〇〇」の加算の考え方については、「××」の場合、「△△」と考えるがよろしいか。〕
 - ④ 質問の作成にあたって、他の文章、質問等を引用する場合は、引用する資料名、ページ、質問番号等により引用箇所を明示すること。
 - ⑤ 過去の回答事例をよく確認した上で、繰り返し同じ種類の質問を行わないようにすること。

介護保険Q&A分類一覧表

大 分 類		中 分 類		小 分 類	
コード	分類名	コード	分類名	コード	分類名
	介護報酬		共通		加算の申請・届出 情報提供 特別地域加算 割引 その他
			指定居宅サービス		訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 定期入所療養介護 痴呆対応型共同生活介護 特定施設入所者生活介護 福祉用具貸与 その他
			住宅改修等		福祉用具購入 住宅改修 その他
			指定居宅介護支援		指定居宅介護支援 その他
			指定施設サービス		介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 基本食事サービス費 その他
			基準該当サービス		訪問介護 訪問入浴介護 通所介護 短期入所生活介護 福祉用具貸与 居宅介護支援 その他
			請求		請求方法 請求書記載要領 その他
	給付		支給限度額		区分支給限度額 種類支給限度額 その他
			給付管理		サービス利用票・サービス提供票 給付管理票 その他